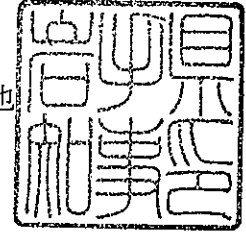


公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第 94 条の規定により差押財産を公売することとしましたので、同法第 95 条の規定により公告します。
また、同法第 98 条の規定により公売財産の見積価額を決定しましたので、同法第 99 条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 28 日

岩手県知事 達増 拓也



公売財産・公売保証金・見積価額		別紙のとおり
公 売 の 方 法		入札
公売の日時	受 付	令和 7 年 11 月 11 日 (火) 10 時 30 分から
	入 札	令和 7 年 11 月 11 日 (火) 11 時 00 分から 令和 7 年 11 月 11 日 (火) 11 時 03 分まで
	開 札	令和 7 年 11 月 11 日 (火) 11 時 03 分
公 売 の 場 所		岩手県庁 9 階会議室
売 却 決 定 の 日 時		令和 7 年 12 月 2 日 (火) 10 時
売 却 決 定 の 場 所		岩手県庁 11 階環境生活部資源循環推進課 (盛岡市内丸 10 番 1 号)
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		令和 7 年 12 月 2 日 (火) 14 時
公 売 財 産 上 の 質 権 者 、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出		・公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を債権 現在額申立書 (別添様式) により申し出てください。
そ の 他 の 事 項	1 当該公売財産を所有する滞納者、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者及び当該滞納処分に関する業務に従事する岩手県職員は、入札に参加できません。	
	2 別紙に記載した公売保証金を納付した後でなければ入札に参加することは出来ません。	
	3 公売保証金については、入札日当日に納付し、公売保証金受領書を受領の上、公売場所に来場してください (公売保証金は、現金又は小切手 (岩手県会計規則に定められたもの) で納付してください)。	
	4 所定の入札書により入札してください (入札価額を訂正したものは無効として取扱うものとし、一度提出した入札書の引換、変更又は取消は出来ません)。	
	5 入札者が本人以外の場合には、委任状が必要となります。	
	6 入札の前に説明を行いますので、入札者は、入札開始 5 分前までに公売場所に来場してください。	
	7 見積価額以上の入札者のうち最高の価額による入札者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。	
	8 最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときは、それらの者で次のとおり追加入札を実施します。 ・入札期間及び場所：令和 7 年 11 月 11 日 (火) 11 時 03 分 岩手県庁 9 階会議室 ・開札日時及び場所：令和 7 年 11 月 11 日 (火) 11 時 06 分 岩手県庁 9 階会議室 ・売却決定日時及び場所：令和 7 年 12 月 2 日 (火) 10 時 岩手県庁 11 階環境生活部資源循環推進課 ・代金納付期限：令和 7 年 12 月 2 日 (火) 14 時	
	9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額 (見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの) による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります (国税徴収法第 104 条の 2)。なお、次順位による買受申込の催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。	
	10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。	
	11 公売財産は消費税及び地方消費税の非課税財産で、一括換価となります (売却決定は入札書の「入札価額」欄記載の金額をもって行います)。	
	12 公売財産の取得時期及び危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の納付があったときです。	
	13 岩手県は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。	
	14 岩手県は公売財産引渡しの義務を負いません。	
	15 公売による権利移転の費用 (移転登記の登録免許税等) は、買受人の負担となります (公売財産の権利移転について買受人から登記 (登録) について岩手県に請求される場合、登録免許税の額に相当する印紙について、「所有権移転登記請求書」とともに売却決定日時 (令和 7 年 12 月 2 日 (火) 10 時) までに提出してください)。	

その他の事項

16 次順位買受申込制度が適用され財産について次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

17 入札時携行品（買受申込者が入札当日に持参するもの）は以下のとおりです。

- (1) 公売保証金（850,000 円）
- (2) 印鑑
- (3) 買受申込者の身分を証明する書面（個人の場合：運転免許証等、法人代表者の場合：法人登記簿謄本又は代表者事項証明書）
- (4) 代理人により入札される方は、代理権限を有することを証する委任状及び委任者の印鑑証明書

18 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等について入札開始 2 開庁日前までに書面により陳述しなければ入札できません（次のいずれにも該当しない旨の陳述書（法人の場合は役員に関する事項を説明する書面を添付すること）について、入札開始 2 開庁日前までに執行機関に提出してください）。

陳述書様式については県ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/koubai/1058602.html>) から取得することが出来ますが、難しい場合は連絡先あてご連絡ください。

- (1) 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号（定義）に規定する暴力団員をいいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること。
- (2) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること
- (3) 連絡先 岩手県環境生活部資源循環推進課（岩手県庁 11 階） 電話 019-629-5366

19 公売不動産の最高価申込者等が決定した際、執行機関は岩手県警本部に暴力団員等に該当しないことについて調査囑託を行います（国税徴収法第 106 条の 2）。

20 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。

（注意） 次順位買受申込者に売却決定をする場合、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

公売財産・公売保証金・見積価額

名称、数量、性質及び所在	公売保証金	見積価額
1 土地（所有者 源新 勝明（青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向 41 番地の 47）） (1) 不動産番号 4002000243155 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 23 番 22 地 目 山林（※ 2）（※ 3） 地 積 10206.00 平方メートル (2) 不動産番号 4002000243270 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 50 番 3 地 目 雑種地（※ 3） 地 積 605.00 平方メートル (3) 不動産番号 4002000243458 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 296 番 地 目 山林（※ 3） 地 積 21046.00 平方メートル (4) 不動産番号 4002000243473 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 315 番 地 目 山林（※ 3） 地 積 8279.00 平方メートル (5) 不動産番号 4002000243479 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 320 番 1 地 目 山林（※ 3） 地 積 6569.00 平方メートル	850,000 円	8,092,931 円 (23 筆一括)

(摘要)

- ・地目・地積等は登記簿によること。
- ・境界については、買受人が隣接地所有者と協議をすること。

(6) 不動産番号 4002000243485
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 323 番
地目 畑 (※1)
地積 10304.00 平方メートル

(7) 不動産番号 4002000243486
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 324 番
地目 畑 (※1) (※5)
地積 9734.00 平方メートル

(8) 不動産番号 4002000243488
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 325 番
地目 畑 (※1)
地積 12834.00 平方メートル

(9) 不動産番号 4002000243489
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 326 番
地目 畑 (※1) (※6)
地積 10008.00 平方メートル

(10) 不動産番号 4002000243490
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 327 番
地目 山林 (※4) (※6)
地積 14821.00 平方メートル

(11) 不動産番号 4002000243491
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 328 番
地目 畑 (※1)
地積 8466.00 平方メートル

(12) 不動産番号 4002000243492
所在地 岩手県二戸市上斗米字小端
地番 329 番
地目 畑 (※1) (※6)
地積 6095.00 平方メートル

(摘要)

- ・地目・地積等は登記簿によること。
- ・境界については、買受人が隣接地所有者と協議をすること。

- | | |
|------------|-------------------|
| (13) 不動産番号 | 4002000243493 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 330 番 |
| 地 目 | 畑 (※1) (※6) |
| 地 積 | 4108.00 平方メートル |
| (14) 不動産番号 | 4002000243494 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 331 番 1 |
| 地 目 | 山林 |
| 地 積 | 11451.00 平方メートル |
| (15) 不動産番号 | 4002000243495 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 332 番 |
| 地 目 | 畑 (※1) |
| 地 積 | 11259.00 平方メートル |
| (16) 不動産番号 | 4002000243497 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 334 番 |
| 地 目 | 山林 (※2) (※3) (※6) |
| 地 積 | 17439.00 平方メートル |
| (17) 不動産番号 | 4002000243498 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 337 番 |
| 地 目 | 山林 |
| 地 積 | 6562.00 平方メートル |
| (18) 不動産番号 | 4002000243500 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 341 番 |
| 地 目 | 畑 (※1) (※5) |
| 地 積 | 9180.00 平方メートル |
| (19) 不動産番号 | 4002000243501 |
| 所 在 | 岩手県二戸市上斗米字小端 |
| 地 番 | 342 番 |
| 地 目 | 山林 (※3) |
| 地 積 | 6329.00 平方メートル |

(摘要)

- ・地目・地積等は登記簿によること。
- ・境界については、買受人が隣接地所有者と協議をすること。

(20) 不動産番号 4002000243512
所 在 岩手県二戸市上斗米字小端
地 番 349 番 1
地 目 山林(※3)
地 積 6712.00 平方メートル

(21) 不動産番号 4002000243513
所 在 岩手県二戸市上斗米字小端
地 番 349 番 2
地 目 山林(※3)
地 積 119.00 平方メートル

(22) 不動産番号 4002000243516
所 在 岩手県二戸市上斗米字小端
地 番 351 番 1
地 目 山林(※3)
地 積 5075.00 平方メートル

(23) 不動産番号 4002000243517
所 在 岩手県二戸市上斗米字小端
地 番 351 番 2
地 目 山林(※3)
地 積 1486.00 平方メートル

不動産（土地）の概要

(※1) 登記上の地目が「畑」となっている筆（合計9筆）について、二戸市農業委員会により農地法（昭和27年法律第219号）により、非農地証明を受けていること。

(※2) 登記上の地目が「山林」となっている筆のうち2筆について、二戸市から森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3により監督処分（復旧命令）対象となっており、公売実施後買受者等による植栽工が求められること。

(※3) 地域森林計画の対象となっている筆（合計11筆）であること。

(※4) 既存工作物（堆肥舎）があること（公売対象物件）。

(※5) 調整池（防災施設）が場内にあること。

(※6) 既存工作物（鋼矢板、杭又はライナープレート）が場内にあること（地盤の安定化等に寄与しているもの）。

(摘要)

- ・地目・地積等は登記簿によること。
- ・境界については、買受人が隣接地所有者と協議をすること。

公売財産・公売保証金・見積価額

名称、数量、性質及び所在	公売保証金	見積価額
2 工作物（堆肥舎 1 棟）（所有者 三栄化学工業株式会社 （青森県八戸市下長 6 丁目 2 番 23 号） 所 在 岩手県二戸市上斗米字小端 地 番 327 番	0 円	0 円

(摘要)

- ・地目・地積等は登記簿によること。
- ・境界については、買受人が隣接地所有者と協議をすること。

債権現在額申立書

令和 年 月 日

様

申立者
住所（所在）
氏名または名称

私が公売財産に対して有する権利に係る債権の現在額は、下記のとおりです。

記

公売財産	名称、数量、性質および所在等		
公売財産上にある権利	権利の表示	債権の極度額	債権の極度額
		円	円
		差押えの通知を受けたときの元本債権額	差押えの通知を受けたときの元本債権額
		円	円
	債務者	住所（所在）	
		氏名または名称	
	弁済期間（弁済期限）		
その他			
債権現在額	元本	円	円
	利息	元本 × 利率 × 期間（起算日 年 月 日） × × = 円	元本 × 利率 × 期間（起算日 年 月 日） × × = 円
添付書類 （債権の内容および現在額を証するもの）			
備考	1	債権の極度額は、差押えの通知を受けた時以前に登録した債権極度額を記載してください。	
	2	利息は、換価代金等の交付期限（ 年 月 日）までのものを計算してください。	
	3	「権利の表示」の「債権の極度額」欄、および「差押えの通知を受けた時の元本債権額」欄は、公売財産上にある権利が根抵当権、または根質権である場合に記載してください。	

（私債権用）